

# メロヴィング時代の国王Placitaについて

岩 野 英 夫

- 一 はじめに
- 二 Placitaとは
- 三 裁判ウワクンデを意味する史料用語
- 四 Placitaは中世初期の発明品
- 五 国王ウワクンデの模範的書式
- 六 国王Placitaの書式
- 七 Placitaの作りは粗雑
- 八 Referendarと宮中伯
- 九 おわりに—Placitaの作りの粗雑さの背景—

## 一 はじめに

本稿の目的は、メロヴィング朝フランク王国時代（五世紀末～七五一年）の国王Placitaにみる裁判のかたちを明らかにするための予備作業としてPlacitaというものの諸特徴を整理することである。国王Placita以外には宮宰<sup>1</sup>Placitaが存在しているが、本稿ではPlacitaのうち国王Placitaに焦点をあて、宮宰Placitaについては稿を改めて紹介したい。

このテーマに取り組む趣旨は、拙稿「西洋中世初期の裁判のかたち」<sup>2</sup>以下、拙稿「かたち」と略記する」の「はじめに」で述べたとおりである。

拙稿「かたち」で、「裁判ウワクンデ」と「裁判文書」の使い分けについて、前者を、「裁判終了後に手交された、法廷に証拠として提出できる、証明力を持つ判決書とでも言うべき、より専門的な意味」を持たせて使用し、後者を、「何であれ裁判に関係した文書というような幅広い意味」を持たせて使用する、と断り書きをした。本稿も、この区別を踏襲している。<sup>3</sup>

本稿が特に依拠する文献は以下である。Andrea Stieldorf, Zum „Verschwinden“ der herrscherlichen Placita am Beginn des 9. Jahrhunderts, in Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde, Bd.53, 2007, S. 1-26, Werner Bergmann, Untersuchungen zu den Gerichtsurkunden der Merowingerzeit, in Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde, Bd.22, 1976, S. 1-186. 以下、本文および注に「前者をStieldorf / 後者をBergmann」と略記する。

本稿が特に引用する史料集は以下である。Monumenta Germaniae Historica. Diplomata Regum Francorum e stirpe Merovingica (Die Urkunden der Merowinger), Erster Teil, Nach Vorarbeiten von Carlrichard Brühl, hrsg. von Theo

Kölzer unter Mitwirkung von Martina Hartmann und Andrea Steidorf, Hannover 2001. 本文あるいは注で Kölzer 本 *Diplomata* と略記する。

本稿では、専門分野を異にする読み手を想定し、同じ専門分野の研究者には不必要な注記や説明をしているところがある。また、本文、注における「」の中の記述は私の手によるものである。

本稿は、科学研究費・基盤研究(c)(2)平成一四年度―平成一六年度(4520015)による研究成果の一部である。

## 一 Placita とは

Placita は、Placitum の複数形である。拙稿「かたち」では、Placita について次の注記をした。<sup>(4)</sup>

広義では、判決を含んでいるウワクンデ。狭義では「国王裁判ウワクンデ」で、「訴訟の全経過を書き記す方式での、国王裁判所の判決〔書〕」(Eugen Haberkern / Joseph Friedrich Wallach, *Hilfswörterbuch für Historiker*, 2. Bd., Verlag Francke, München 1964, S. 482)。「国王裁判所における裁判が終了した後、判決を書面にしたものである」種のウワクンデが placitum と呼ばれる」(R. C. Van Caenegem, a. a. O., S. 56)。「Placitum は、裁判経過が正確に再現されている点で、その文書形式上の構成において通常の国王ウワクンデを持つ諸特徴から区別される。外見上の特徴に見られる差異―たいていの場合存在しない、君主の個人署名。多様な押印。安価な飾り振り。私文書との近似性―は、程度の問題でしかない」(Renate Klausner / Otto Meyer, *Clavis Mediaevalis*, Verlag Otto Harrassowitz, Wiesbaden 1966, S. 192)。

この注記によると「Placitaは「裁判ウワクンデ」であり、狭義の意味では「国王裁判ウワクンデ」ということになる。しかし、Placitaあるものはその単数形のPlacitumの語意を辞書で調べてみるとその意味を見つけることはできない。

例えば、J. F. Niemeyer & C. Van de Kieft, *Mediae Latinitatis Lexicon Minus*, 2002 [以下、本文や注ではNiemeyerと略記する]は「Placitumに「裁判ウワクンデ」「国王裁判ウワクンデ」の訳を与えていない。「ウワクンデ」に関連する訳語ではVertragsurkunde（契約ウワクンデ）が存在するだけである。Edvard Brinckmeier, *Glossarium Diplomaticum*, Band 2, 1863 [以下、本文や注ではBrinckmeierと略記する]には「そのほか「ウワクンデ」に関連する訳語がない。

裁判に直接に関係する訳語と「ウワクンデ」は、Niemeyerは次の訳語をPlacitumに当てている。フランス語、英語、ドイツ語による訳語のうち「ウワクンデ」はドイツ語の訳語だけを示すことにする。① Verpflichtung der prozessführenden Parteien, an einem solchen Termin vor Gericht zu erscheinen（決まった裁判期日に出廷する、訴訟当事者の義務）。② Sitzung eines Gerichts（裁判会議）。Gerichtsversammlung（裁判集会）・その例として Gerichtsversammlung für das Grafengericht（グラーフ裁判の裁判集会）、die öffentliche Gerichtsversammlung（公の裁判集会）、Ding（裁判集会）など。③ das Recht, Gericht zu halten（裁判を行う権利）、Gerichtsgewalt（裁判権）。④ eine bestimmte Gerichtsbarkeit（一定の裁判権）・その例として königliche Gerichtsbarkeit（国王裁判権）など。⑤ Einkünfte der Gerichtsbarkeit（裁判権に基づく収入）。⑥ Klage, Rechtsstreit, Prozess（訴え、法律上の争い・係争、訴訟）。

Brinckmeierには Gerichts-sitzung（裁判会議）の訳語があり、関連する用例を複数見ることができよう。

Jürgen Weitzelによれば、「Placitumはウワクンデを意味してはならず、訴訟契約（Streitgedinge）、もしくは契約により合意された期日（Termin）、個別の裁判（公判）期日、そしてそのような期日に至るまでの期間（Frist、期

限)を意味している」(5)は岩野による)。ちなみに、Placitumという用語を五一一年～五五八年という早い段階で登場させているのは勅令「Pactus pro tenore pacis domnorum Childoberti et Chlotharii regum」(平和維持のための、ヒルデベルト国王とクロタール国王の協定)<sup>(6)</sup>である。Placitumは、ここでは「出廷義務」の意味で使われている。

では、Placitum、Placitaは「裁判ウワクンデ」の意味で使用されることはまったくなかったのか。Weitzelなどによれば、カロリング朝フランク王国時代(七五一年～十世紀末)が終わった後になって、国王裁判手続を記録したウワクンデそのものがPlacitaと呼ばれるようになる、という。<sup>(7)</sup>

以上のことから明らかになるのは、フランク王国の時代の文書作成者はPlacitum、Placitaを「裁判ウワクンデ」「国王裁判ウワクンデ」を表現するための用語だとは考えていなかった、ということである。それでは、なぜ、本章冒頭に引用した注記のような説明が普通に行われているのか。古文書学(Diplomatik)や法史学が学問の世界でPlacitum、Placitaを「誤って」その意味で使用し、そしてそれが定着したのだ、とBergmannは述べている。<sup>(8)</sup>

### 三 裁判ウワクンデを意味する史料用語

フランク王国の時代について言えば、Placitum、Placitaを「裁判ウワクンデ」「国王裁判ウワクンデ」の意味で使うのは学問の世界の用語法で、実際の文書の中での用語法(以下、史料用語と言う)ではない。では、「裁判ウワクンデ」を意味する史料用語は存在していないのか。

Th. Sickelは、このことに関連して次のような趣旨のことを述べている。<sup>(9)</sup>君主一般としての国王ではなく、最高裁判官としての国王の下において終局判決を経て作成された、権利の保証や確認のためのウワクンデにはそれに固有の文書

作成フォームがある。そのウワクンデはほかのウワクンデと同様に*praecepta*〔*praeceptum*の複数形。関連する用語に*praeceptio*がある〕と呼ばれてもいるが、しかし、「通常、個別の名前を持つてゐる：*notitia*、*iudicium*、*indicatum*、あとに続く数世紀における*placita*である」。

Niermeyerは、*notitia*の訳語の二つに*Schriftstück*（文書）を当て、そしてこの訳語の用例の二つに（*Schriftstück für ein schriftliches Urteil*）をあげている。「判決書」を意味している「文書」のケース、と意識できるところであろうか。同じ*iudicium*、*indicatum*についても、それぞれの訳語の二つに*Gerichtsurkunde*（裁判ウワクンデ）をあげている。

Bergmannが、Th. Sickelと同く、<sup>11</sup>「国王*placita*は通常*praeceptiones*〔*praeceptio*の複数形〕という言い方がされてきたこと、すなわち国王勅書（*königliche Präzpte*）と考えられていたことが確認できる」と述べている。<sup>12</sup>しかし、Niermeyerは、*praeceptio*や*praeceptum*の訳語の二つとして*Königsurkunde*（国王ウワクンデ）を当てているが、その訳語の用例として「判決書」や「裁判」に關係したものを特に指摘していない。したがって、*praeceptio*や*praeceptum*に「裁判ウワクンデ」の意味を与えようとする場合には、*notitia*、*iudicium*、*indicatum*の場合以上に、文書内容全体について慎重な検討が必要だ、ということになる。

拙稿「かたち」では、「裁判ウワクンデ」の意味を持つ用語として*notitia*、*scripsum*、*carta evindicata*、*iudicium evindicatum*、*iudicium*を指摘した。<sup>13</sup>*evindicatum*、*evindicata*は、不定法（現在）が*evindicare*である動詞の完了分詞である。動詞*evindicare*の意味は、Niermeyerによれば、*etwas durch einen Urteilspruch zuerkant bekommen*（判決によつて認められて、ある物を勝ち取る）、*einen Fall gewinnen*（勝訴する）である。Niermeyerは*iudicium evindicatum*に*Urteil*（判決）という訳語を与えている。<sup>14</sup>*carta*の意味はこの場合はウワクンデである。

拙稿「かたち」は、また、*praeceptio*、*praeceptum*について、それが、*iudicium evindicatum*、*confirmatio*、

praecipio」という二者並列の書き方で、裁判当事者の一方が証拠として提出したウワクンデの種類を区別する意味合いを持って使われているのを確認している。したがって、このことと、praecipio や praecipum に「裁判ウワクンデ」の意味を与えようとする場合には、文書内容全体について慎重な検討が必要であることを示唆している<sup>13)</sup>。

#### 四 Placita は中世初期の発明品

以下、断りのない限り、Placita を、慣例に従い、古文字書の言う「裁判ウワクンデ」の意味で使う。Stieldorf は、この意味での Placita は「中世初期の発明品（“Erfindung” des frühen Mittelalter）」である<sup>14)</sup>と述べている。Placita のモデルとなるものは古代、つまりローマの時代にはなかった、というのである。ローマ帝国の西側の支配はゲルマン諸民族の侵入、ゲルマン諸部族国家の興亡の中で潰え、フランク王国の時代⇨ヨーロッパ⇨中世世界形成の時代へと歴史の針は進んで行く。その際、ゲルマン諸部族国家あるいはフランク王国はローマから多くのことを学び、活用する。統治に関係する文書制度もその中の一つである<sup>15)</sup>。しかし、この Placita というウワクンデの書式はメロヴィング朝フランク王国による発明品だ、というのである。

何が一番の違いなのか。P. Classen は、帝政時代、特にその後期（専制君主政<sup>16)</sup>）のローマで決まったかたちを獲得することになる Kaiserskript との比較で、その違いについて述べている。結論を先に言えば、ローマには、所有権や諸特権を適法に所有していることを証明する役割をそれ自体として担うウワクンデ、すなわちそれ自体が証明手段となるウワクンデの制度は存在しなかった、というのである。したがって、ウワクンデを手元で保管するのは権利者で、その権利者はいざという時には自己の責任において例えば法廷にそれを証拠として持参し提出する、という制度は存在して

いなかった。ところが「裁判ウワクンデ」である*Placita*は証明手段の一つであり、勝訴者に手交され、勝訴者の手で保管され、必要な時必要な場所に保管者によって提出される。だから、*Placita*もローマには存在しなかったことになる。<sup>17)</sup>

*Kaiserskript*の*Kaiser*は皇帝であり、*Reskript*（ラテン語は*rescriptum*）は皇帝に係るウワクンデの中で「最も重要なもので」、「裁判官たち、役人たち、あれこれのゲマインデ、個々の臣民たちから皇帝の下に來たあらゆる種類の様々な問い合わせや請願に対する「回答」である」（S. 16）。本稿では、「皇帝答書」という訳語を当てておく。「皇帝答書」の中で一番よく知られているのは民事や刑事の裁判に関係するもので（S. 16）、特に帝政後期には「皇帝答書」の中で裁判関係のものとそれ以外のものが厳格に区別されるようになるが、それは、事柄の対象の違いではなくて、司法庁と行政庁の分離という、近代的觀念に通じる考え方に基づくのだという（S. 22）。

訴訟に関係した「皇帝答書」の受領者はそれを裁判官に提出し、それはそのあとその提出先で登録される。訴訟関係以外の「皇帝答書」の場合も同様で、その受領者は所管の役人に提出し、そのあとその提出先で登録される。どちらの場合も、「皇帝答書」の役割は登録手続に着手させることができた時点で終える。役人たちは、登録をするに際して、当該「皇帝答書」が例えば嘘の請願書を出すなどの不正手段で入手されたものではないか、請願書の写しが添付されているか等々を調べなければならなかった（S. 22）。

「皇帝答書」がこのように提出され登録される手続の流れは、*allegatio*と呼ばれる（S. 22, 30）。*allegatio*は*insinatio*と同義である。<sup>18)</sup> H. Heumann-E. Seckelによれば、*insinatio*の動詞（不定形現在）*insinare*の意味に、「裁判所あるいはその他の官庁で提出する、持ち出す・呈示する、申し述べる」「裁判所あるいはその他の官庁で登録させる」がある。*insinatio*には、「登録される説明（*Erklärung*）」、官庁で登録される説明」の意味がある。<sup>19)</sup>

「皇帝答書」で確認されている権利などは、登録されることで初めて法的に有効なものとなる。そして、それが必要な場合には、役人による執行が行われる(530)。「皇帝答書」に記載されているだけは、権利保証の実際的・法的効果はない(530)。登録されていることが、あるいは登録手続を経て作成された記録(Akte 公文書)が唯一権利を根拠づけ、権利の持続性を保証したのである。したがって、権利保証との関係では、「皇帝答書」を保存することにはいかなる意味もなかった(535)。

「皇帝答書」はKanzlei(書記局)で交付された。元老院議員Cassiodorus(485-580)の作品Variae所収のものでは、請願者など受益者が名宛人の「皇帝答書」もあるが、それよりも多いのは所管の役人を名宛人しているものであるという。役人が名宛人の「皇帝答書」の場合、それが皇帝使者により当該役人に直接届けられたのか、それとも、受益者がまず受け取り、当該役人に届けたのかは分からない。ほかに、請願書の中でいわば「被告」の立場にある者を名宛人しているものもある。「被告」は全員が司教である。しかし、なぜ「被告」宛なのかは不明である(S. 25-26)。

「皇帝答書」は、帝政期ローマにおける官僚制の整備と不可分に結びついている。この点に関係する間接情報として、以下、佐藤篤士「ヨーロッパ法史」から、帝政後期の官僚制に関わる叙述を紹介しておく。<sup>20</sup>

「ディオクレティアヌスは帝国を二分し、各々に正帝(Augustus)を置いて共同統治者とし、また副帝(Caesar)を任命して正帝と準血族関係を結ばせこれを正帝候補者とした。東西各々中央官庁を持ち、全領土は細分されて、県(provincia)一郡(dioecesis)となり、県には知事(praeses)、郡には郡長(vicarius)がおかれ、彼らは司法・行政を司った。郡長は、全国四名の省の長官(praelectus praetorio)の代官として機能した。このように皇帝自ら任命し辞令を発する官僚群には、上命下達の支配の階層秩序ができあがり、軍隊指揮権が皇帝に属せしめられて、

軍事・司法・行政の包括的命令権（imperium）を持って長官が属州を統治するというかつての仕組みは完全に失われるにいたった。皇帝の行政は家内行政と一体となり、官房長官（magister officiorum）を頂点として、宮廷内の法務・財政・担当長官や枢密顧問などが設置され、これが帝国の中枢機関となった」。

ローマ帝国からフランク王国への時代的変遷、すなわち官僚制による統治の仕組から非官僚制—主君と臣下との主従関係など人的な繋がりによる統治の仕組への時代的変遷が、ローマの皇帝ウルクンデとフランク王国の国王ウルクンデとの間に、性格の基本的な違いを生み出す背景になっている（S. 90—91）。

## 五 国王ウルクンデの模範的書式

国王ウルクンデの一つであるPlacitaの書式を検討するために、国王ウルクンデの模範的書式とされている型を整理しておきたい。Clavis Mediaevalisによれば<sup>(21)</sup>、国王ウルクンデの模範的書式は大きく三つの構成に分かれ、また各構成はさらにいくつかの小構成に分かれる、という。

- I. Protokoll : 1. Invocatio, 2. Intitulatio mit Devotionsformel, 3. Inscriptio mit Salutatio
- II. Text : 1. Arennga, 2. Promulgatio, 3. Narratio, 4. Dispositio, 5. Poenformel, 6. Corroboratio
- III. Eschatokoll : 1. Subscriptio, 2. Datierung, 3. Apprecatio

Protokollは首部の定式文のこと。Invocatioは呼びかけとか祈りの意味で、ウワクンデの冒頭で、「全能の神とわれらが救世主イエス・キリストとの御名において」というように、神の名を呼んだり、神に呼びかけたりすること。装飾文字 (Monogramm) が使われたりする。Intrulatioは、ウワクンデ交付者である国王の名前や国王という肩書きなどを書くことである。DevotionsformelのDevotionとは敬虔とか帰依、謙讓の意味があり、Formelはフォームである。「神の恩寵による御加護を得て王たるロタール」という表現を例にとれば、Intrulatioは「王たるロタール」であり、そのIntrulatioが伴っているDevotionフォームは「神の恩寵による御加護を得て」である。Inscriptioとはウワクンデの宛先である人や組織の名前や肩書きをあげること。その際、Salutatio (挨拶) が添えられることが多い。したがってInscriptio mit Salutatioとは、挨拶を添えて、宛先である人や組織の名前や肩書きを明示することである。<sup>(22)</sup>

Textとは本文のことである。Aengasとは修辭的意味合いを持つ、いろいろなスタイルでの書き始めのことで、ここでは、例えば「神を敬う、正義と理性にかなしいし心をもつて、朕が神の僕たちの願いを了とするならば、主から神の恵みを受けるものと朕は信ずる」というように、国王であることの責務や統治者であることへの理念などに関連づけながら、ウワクンデを交付する意義・一般的理由が語られる。Promulgatioは、「現在および将来の、聖なる神の教会のすべてのキリスト教徒ならびにすべての朕の臣下に対して〔コレコレノコトガ〕知らしめられる (notum sit)」というように、「コレコレノコト」をしたのでそのことを「公に知らせる」という、通常は「notum sit」で括られる言い回しで、この言い回しがAengasに続く。そして、その「notum sit」という動詞のあとに、「コレコレノコト」が長々と続く。この〔コレコレノコト〕の前半がNarratioであり、ここで、ウワクンデを作成・交付することになった事情が例えば次のように説明される。「いとも尊き聖ガレン修道院長Engilbertは、教父にして大司教である敬うべきHergarとそれ以外の朕の王国の貴顕の士たちの仲立ちによって、国王でありまた皇帝でもあつた朕の祖先たちから、修道士たちと聖ガレン修道

院とに交付された証書ならびに勅命を、朕の確認証書によりあらためて確認してほしいと嘆願した<sup>(24)</sup>。その嘆願を受けて、国王がしたことの中身が〔コレコレノコト〕の後半にあたるDispositioで、ウワクンデの中核部分である。「朕はEngilbert修道院長の願いに快く承認を与え、併せて祖先たちが修道院に認めしインムニテートを吟味した。かくしてこれまでに作成された証書本文がその該当するくだりに明記しているとおりのインムニテートを、聖ガレン修道院が保持することを命じ且つ決定する。〔以下略〕」がDispositioの一例である。「コレコレノコト」のあとには、国王のこの決定を侵害した場合には罰するという警告文が書かれる。それがPerformelである。これに続くCorroboratioは、ウワクンデの信頼性を将来に亘って保証するための記述のことである。「而して、この証書が神の御名において完全な確実さを得、聖なる教会のキリスト教徒と朕の臣下とによって、より真正なものと信ぜられ、より注意深く保管されるよう、この証書に朕の印章を押しせしむるものなり」。

Eschatokoll は尾部の定式文である。Subscriptio は署名、Daterung は年月日、Apprecatio は末文の挨拶で、例えば、「神の御名において、平安と祝福を、アーメン」<sup>(25)</sup>である。

## 六 国王Placitaの書式

### 翻刻の際の約束事

国王Placitaの書式を整理するために、オリジナルで伝えられている二通のPlacitaを模写したもの〔以下、模写版と略記〕とそのPlacitaを翻刻したものの〔以下、翻刻版と略記〕とを掲載する。一通目の模写版を図1-1（模写版）、翻刻版を図1-2（翻刻版）、二通目の模写版を図2-1（模写版）、翻刻版を図2-2（翻刻版）と表記する<sup>(26)</sup>。

① 図2-1 (模写版)の一行目は大きな文字で書かれ、独立した行になっている。この部分は図2-2 (翻刻版)の一行目に該当する。この図2-2 (翻刻版)の一行目の(C, N, T)は、図2-1 (模写版)一行目の左端とそのすぐ右隣りの箇所になが書かれているかを示す略記号である。略記号Cは古文書学で言うChristionのCを、N, TはNotae Thronianaeのそれぞれの頭文字のNとTを指している。Christionは、キリストに呼びかけていることを象徴的に表現する符号であり、豪華に装飾された独特の十字架が符号として使われる場合もあるが、ここでは、Christusの頭文字Cをあしらった装飾文字(Monogram)が使われている。Notae Thronianaeは速記文字のことである<sup>(2)</sup>。したがって、(C, N, T)は、文書の出だしにChristionがあり、それに続いて速記文字で書かれた文言があることを一目で分らせるための翻刻技術上の工夫である。

図2-2 (翻刻版)の一行目のxxx-xxxは、翻刻された手書き文書の中のxxxとxxxとの間はElongataで書かれている(in Elongata)‘とゆうことを一目瞭然にするための工夫である。Elongataは文書作成に際して使用される書体の一つであり、文字の上や下の部分を長く伸ばして書いたり、行間を大きく空けるなど空気を広く取って書くなどのスタイルを特徴にしている。莊重な感じを持たせるための書体のようである。

図2-2 (翻刻版)の下から四行目の(S, R, N, T)のS, RはSignum Recognitionis (確認のしるし)のそれぞれの頭文字のSとRを指している。この(S, R)によつて、翻刻された手書き文書のこの箇所には「承認のしるし」があることが一目で分かる。同じく下から三行目の(S, I)のS, IはStigillum Impressumのそれぞれの頭文字のSとIで、(S, I)は翻刻された手書き文書のこの箇所に、Stigillum (印章)がImpressum (押印)されていることを示している。このPlaciumの場合、直径三五ミリメートルの印章がそのまま残つてゐる。

② 図1-2 (翻刻版)の下から三行目の(L, S)の中のL, SはLocus sigilliのそれぞれの頭文字LとSを指して、

1. *Handwritten text in a medieval script, likely Gothic or Carolingian minuscule, covering the main body of the page. The text is dense and appears to be a legal or historical document.*

2. *A large, stylized initial letter, possibly 'P' or 'M', at the beginning of a section, with decorative flourishes extending into the margin.*

3. *A smaller, more decorative initial or signature at the bottom left of the page.*

4. *A long, horizontal line of text at the bottom of the page, possibly a concluding sentence or a signature.*

Manuscript 'E. Hedera III. n. 692. Mus. 5.

図 1-1

(C., N. T.) ꝛꝛ Chlodouius rex Franc(orum) v(iris) inl(ustrebus). ꝛꝛ

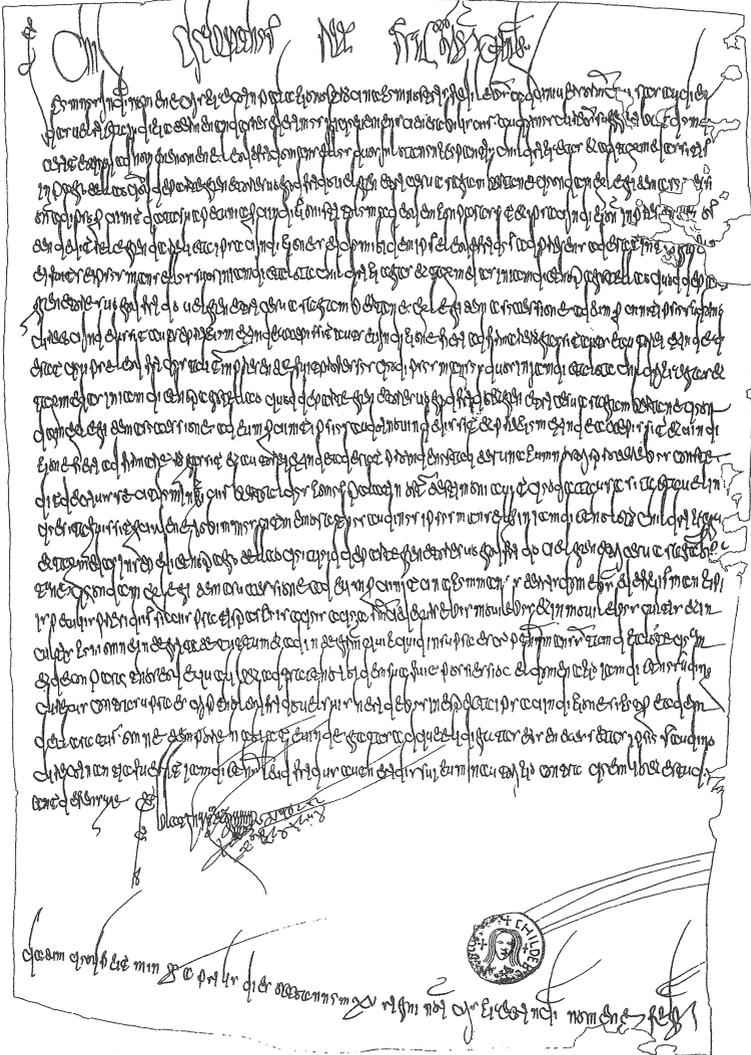
Venientis agentis basil(eci) dom(n)i Dionisii, ubi ipsi preciosus domnus in corpore requiescit et vener(abelis) vir Chaino abba preeesse<sup>a</sup> viditur, Nouiento in pal(acio) nostro nobis suggesserunt<sup>b</sup>, eo quod itemq(ue) vener(abeli) viro Ermenoaldo abb(at)i ante hus annus vvaddio pro olio milli quingentas liberas et vino bono mod(ios) cento pro Anseberctho ep(i-scopo) ipsi Chaino abba ei commendassit. Et tal(iter) ipsi Ermenoaldus spondedisset, ut hoc ei dare et adimplire debirit et hoc menime ficisset. Unde et ante dies p(er) eor(um) noticias paricolas ante dom(n)o Sygofrido pontefeci placita inter se habuerunt, ut medio minse Aprile iam preterito ipsi Ermenoaldus abba apud tris homenis, sua mano quarta, ante ipso pontefeci aut hoc coniurare debirit, quod ipso vvaddio de mano memorato Chainone abb(at)i numquam adchramissit nec hoc ei dare et adimplire spondedisset, quod se menime faciebat, argento liberas dece ad ipso diae ei dare debirit. Quod se hoc non faciebat postia, istas Kal(endas) Madias iam preteritas ante nus debirint coniungere et inspectas eor(um) noticias eorum inter se de ac causa debirint deducire racionis. Unde et p(er) ipsas eor(um) noticias paricolas tal(iter) inter se placitum habuerunt ininitum. Sed venientis ad eo placitum ipsi agentis iamdicto abb(at)i Nouiento in ipso pal(acio) nostro, p(er) triduo seo p(er) pluris dies, ut lex habuit, placitum eor(um) vise sunt custudisissent et ipso Ermenoaldo abb(at)i abiectisissent vel solsadisissent, ipsi nec vinissit ad placit(um) nec misso in vice sua derixissit nec nulla sonia nunciassit adfirmat. Proinde nus tal(iter) una cum no(str)is procerebus constetit decrivisse, ut se evidenter p(er) eor(um) noticias paricolas tal(iter) int(er) se pro ac causa placitum habuerunt ininit(um) et inl(uster) vir Uuarno comis pal(ati) nost(er) testimoniuviavit, quod memorati agentis iamdicto Chainone abb(at)i placitum eor(um) ligebus custudierunt et sup(ra)scr(ip)tus Ermenoaldus abba placitum suum custudire neclixsit, iobemmus, ut quicquid lex loci vestri de tale causa edocit, memoratus Ermenoaldus abba partibus ipsius agentibus ad parte sup(ra)scr(ip)ti Chainone abb(at)i vel basil(eci) sui dom(n)i Dionisii omnemodis vobis distringentibus corponire et satisfacire non recusit<sup>c</sup>.

(C., N. T.) Aghilus recog(novit) (S. R., N. T.)

(L. S.). Val(iat) bene.

Dat(um) quod ficit minsis Madius dies quinq(ue), ann(o) secundo rign(i) no(str)i, Nouiento, in D(e)i nomen(e) feliciter.

図 1 - 2



Manuscript No. 17, fol. 6, recto page 67

図 2 - 1

(C., N. T.) ꝛ Childebercthus rex Francor(um) v. inl. ꝛ

Cum nus in D(e)i nomine Crisciaeco in palacio nostro una cum nostris fedilebus ad universorum c[a]usas audiendas vel ricta iudicia termenandas resederimus, ibique veniens venerabilis vir Audoinus clirec(us) sugg[e]ribat, dum dixerit, eo quod ad homene nomine Leodefrido mansellus duos in loca nunccupantis Childriciaeas et ad Taxmedas, sitis in pago Tellao, quod de parte genitore suo Godfrido vel genetrice sua Ragambertane quondam ex legitima succ[ess]ion(e) ad ipso p(er)vinit, data sua pecunia p(er) vindicionis titulum ad eodem comparassit, et ipsa vindicion(e) in present[e] ostendedit relegenda. Relicta ipsa vindicione, sed dum ibidem ipse Leodefridus ad presens aderat, inte[rro]gat[um] ei fuit, se ipsus mansellus suos in iamdicta loca Childriciaegas et Taxmedas in iamdicto pago Tellao, quod de parte genitore suo Godfrido vel genetrice sua Ragambertane quondam ex legitima successione ad eum p(er)vinit, ipsius Audoino vindedissit et precium exinde accepissit aut se vindicione fieri adfirmare rogassit aut se autor ei exinde aderat. Qui ipse Leodfridus talit(er) in presente fuit professus, quod ipsus mansus duos in iamdicta loca Childriciaegas et Taxmaedas in iamdicto pago Tellao, quod de parte genitore suo Godfrido et genetrice sua Ragambertane quondam ex legitima successione ad eum p(er)vinit, ipsius Audoino vindedissit et precium exinde accepissit et vindicione fieri adfirmare rogassit et autor ei exinde aderat. Proinde nus taliter una cum nostris proceribus constedit decrivisse, ut dum inl(ustr)i vir Bertoaldus comus palati nost(er) testimoniavit, quod ac causa sic acta vel inquesita fuissit p(er) urdene, iobimmus ut memorathus Audinus ipsus mansell(us) in iamdicto loco Childriciaega[s] et Taxmedas in sepedicto pago Tellao, quicquid de parte genitore suo Godfrido vel genetrice sua Raga(m)bertane quondam ex legitima successione ad eum p(er)vinit, una cum mansis, terris, domebus, edeficiis, mancipiis, peculiis, presidiis, silvis, pratis, pascuis, aquis aquarumve decursebus, movilebus et immovilebus, cultis et incultis, cum omne integritate, tutum et ad integrum, quicquid in supraescrip(i)s mans(i)s tam de alote quam et de comparatho seo de qualibet adtractho ibidem sua fuit possessio vel domenacio iamdictus Audin(us) clirecus contra supraescrip(i)to Leodfrido vel suis heridebus inspecta ipsa vindicione, sicut p(er) eadem declaratur, omne tempore habiat evindegatas adque elidigatas, et se necessetas ipsius Audino clireco inantia fuerit, iamdictus Leudfridus aut heridis sui eum in autoricio contra quemlibet estudiant defensare.

(C.) Blatchar(ius) recog(novit) (S. R., N. T.).

(S. I.) [Bene val(iat)].

Datum quod ficit min(sis) Aprilis dies octo, annum XV rigni no(str)i, Crisciaeco, in D(e)i nomine fel(iciter).

(L. S.) は翻刻された手書き文書のこの箇所が「Sigillum (印章) の位置 (Locus)」であることを表している。このPlaciumの場合、印章は一七二二年までは残っていたが、現在は失われていて、直径十五ミリメートルの、縁の丸いくぼみが残っているという。

翻刻版図2-2 (ウワクンデ番号N. 155) 試訳

国王ウワクンデの模範的型と比較することで国王Placitaの書式の特徴を整理するために、以下、前掲翻刻版図2-2 (ウワクンデ番号N. 155) を試訳する。このPlaciumは仮装裁判<sup>30)</sup>の事例であり、そこでは、被告Leodefridusは原告Audoinusに対して売却財産を引き渡せ、という判決が下されている。

(C., N. T.) xxx フランク人GH Childobert v. inl. xxx

余が神の御名においてCrécy-en-Ponthieu (クレシーアンポントュー) にある余の宮廷に余の誠実の士たちと共に、あらゆる訴えを聞きまた公正に判決を宣告することによりその訴えに決定を下すべくおりし時、高貴な人で聖職者のAudoinusが来りLeodefridとごう名前の者を訴えた際、Audoinus (＝原告) は、le Talou パグスにあるChildriciacas と呼ばれている所とTaxmedasと、Leodefrid (＝被告) の父の故Godfridus、同じく母の故Ragambertaの側から遺産として相続することによりLeodefrid (＝被告) の所有に帰した二箇所のマンスを、自分 (＝原告) のお金を渡し、売却ウワクンデ (vindicatio) によって「原告」自身のために買い入れた、と申し立て、そして、その売却ウワクンデを、読むために直ぐに差し出した。同売却ウワクンデが読まれた、然して、同Leodefrid (＝被告) がそこに直ぐに出頭した際、Leodefrid (＝被告) は、le Talouとごう先に名の挙げられたパグスにある、Childriciacasと、それにTaxmedasとごう

先に名の挙げられた所の、Leodefrid〔＝被告〕の父Godfridus、同じく母Raganbertaの側から遺産として相続することによりLeodefrid〔＝被告〕の所有に帰した二箇所のマンスとを聖職者のAndoinus〔＝原告〕に売却したか・あるいはこのことでお金を受け取ったか・あるいは売却ウワクンデにつきそれを自ら作成し、宣誓して保証することを願ひ・あるいはLeodefrid〔＝被告〕は自らこのこととAndoinus〔＝原告〕の保証人であったか、と質問された。それ故に、Leodefrid〔＝被告〕は、le Talouとて先の名の挙げられたバグスにある、Childriciacasと、それにTaxmedasとて先の名の挙げられた所の、Leodefrid〔＝被告〕の父の故Godfridus、同じく母の故Raganbertaの側から遺産として相続することによりLeodefrid〔＝被告〕の所有に帰した二箇所のマンスとを同Andoinus〔＝原告〕に売却し・そしてこのことでお金を受け取り・また売却ウワクンデにつきそれを作成し、宣誓して保証することを願ひ・そしてこのこととAndoinus〔＝原告〕に対して自ら保証人を引き受けた、と直ぐに自白した。そのあと、余は、余の偉大な紳士たち(proceribus)と共に、余の宮中伯である、尊き人Beroldusが、本件訴訟はかように行われそして規則に従い調べられたことは明らかである、と証言した(testimoniare)〔＝訴訟手続の結果を(余に)再現した〕如く判決する(decrevisse)ことを決定した(constitit)、それ故に、先のAndoinus〔＝原告〕は、le Talouとて先の名の挙げられたバグスにある、Childriciacasと、それにTaxmedasとて先の名の挙げられた所の、Leodefrid〔＝被告〕の父の故Godfridus、同じく母の故Raganbertaの側から遺産として相続することによりLeodefrid〔＝被告〕の所有に帰した二箇所のマンスとを、あちこちの屋敷地(mansis)、あちこちの土地(terris)、あちこちの住居(domus)、あちこちのその他の建物(edificiis)、マンキピアたち、家畜ども(peculii)、〔生計維持や安全確保の〕助けとなるあれこれの物、あちこちの森、あちこちの牧草地、あちこちの牧場、あちこちの水源(aqua)、〔河川湖沼等〕水のあるあちこちの所(aquarius)、あちこちの川(decursio)、あれこれの動産や不動産(mobilis et immobilia)、あちこちの耕作地やあちこちの未耕作地(cultis et

inculcis)と共に、何一つ欠けることなく、全て、まるごと・何であれ先の二箇所のマンスでアロートとして、あるいは買入れにより、あるいは何らかの方法での獲得によりそこでLeodefrid〔＝被告〕によって所有されあるいは支配されていた物を、聖職者である先のAudoinus〔＝原告〕は、調べられた(inspecta)売却ウワクンデに基づき、先のLeodefrid〔＝被告〕あるいはその相続人たちに対抗して、その売却ウワクンデによって示されている如く、「本判決に基<sup>つ</sup>き」こののちいつまでも所有し(habiat evindegas)その所有権を防御する(habiat eidgatas)よう、そして、また、このあと、聖職者である同Audoinus〔＝原告〕に必要が生じた場合には、先のLeodefrid〔＝被告〕あるいはその相続人たちは保証人として(in autoricio)何人に対してもAudoinus〔＝原告〕を防御することに努めるよう、余は命<sup>づ</sup>かる(jobinnus)。

(C.) Blatchar(ius) が確認した (S. R., N. T.)

(S. I.) [yoふ<sup>め</sup> (＝さようなら)]

余の治世の十五年目、四月八日に作成したものが授与された、Crécy-en-Ponthieu (クレシー・アン・ポンチュー)にて、神の御名において、幸あれ

### 訳語の問題

試訳一行目の「フランク人の王Childebert v. inl.」すなわち前掲翻刻版図2-2の「xxx Childebercthus rex Francor(um) v. inl.」のv. inl.とどう略記せ、vir inlusterと解読するかそれともviribus inlustribusと解読するかで見解の相違がある。前者、つまり主格であれば、「フランク人の王Childebert、尊き人」と試訳でき、Childebertがすなわち「尊き人」<sup>(2)</sup>となるが、後者、つまり与格であれば、「フランク人の王Childebert、尊き人々に」という試訳になり、「尊き人々」は

フランク人の王 Childobert によって呼びかけられる名宛人の意味合いを持つことになる。Bergmann は、Plactia はこのような名宛人を持たない文書であるという理由づけなどから、前者の解読を支持している。<sup>(32)</sup>

それに対して、前掲翻刻版図 1-2 は、xxx Chlodouins rex Franc(orum) v(ir)is inl(ustrebus) xxx と与格で翻刻している。本稿では取り上げていない別の Plactium は、xxx Chlotharius rex Francorum vir illuster Quotiens xxx というように、主格で翻刻している。そして、ここで試訳した翻刻版図 2-2 には、主格か与格かの判断が加えられていない。そこで、試訳では、v. inl.のままにしておいた。

試訳をした前掲翻刻版図 2-2 の下から三行目の Bene val(iat) についても、それを、Bene valete と解読する考え方もある。<sup>(33)</sup> Bene valiat は、「ちよふなら」「ちぢば」というように、ウワクンデ交付者からの単なる別れの挨拶で消極的な意味合いしか持たないが、Bene valete は、「汝等大いに健やかであれ」というように、同じ挨拶でも相手方に能動的に働きかける意味合いのある物言いになる。<sup>(34)</sup> 前掲の二通の翻刻版は Bene valiat として解読している。

## 書式

メロヴィング時代期の国王 Plactum は二〇通残されている。そのうちオリジナルは一六通である。<sup>(35)</sup> ウワクンデの模範的書式の Protokoll のうちの Invocatio については、二〇通中一八通に Chrismon があり、一通にだけ Invocatio がない。Intitulatio にいっては、二〇通でも国王とさう肩書き付で国王名がある。また、二〇通とも、v. inl. を伴っているが、Devotionsformel を伴っていないものも二つある。Inscriptio は認められない。

Text 中の Arenga はなごか、<sup>(36)</sup> Bergmann は、「決まり文句風導入句 (Formelhater Einleitungssatz)」をそれに重ねている。<sup>(37)</sup> 試訳で言えは、「神の御名におつて、Grecy-en-Ponthieu (クレシーアーンポンチュウ) にある余の宮廷に余の

誠実の士たちと共に、あらゆる訴えを聞きまた公正に判決を宣告することによりその訴えに決定を下すべくおりし時……」の部分である。Promulgatioはなご。Narratioは、試訳で言えば、「高貴な人で聖職者の Audoinus が来て Leodefrid という名前の者を訴えた際、……と申し立て、そして……」から「……、と直ぐに自白した」までの裁判の経過を記述している箇所だ、と考えることが可能である。すなわち、法的紛争に関係した訴えが原告によってなされ、被告が応訴し、そして審理が行われる、その一連の経過を記録した部分である。Dispositio は Bergmann に倣えば、<sup>(8)</sup>「allgemeine Dispositio (一般的 Dispositio)」と「spezielle Dispositio (具体的 Dispositio)」に分かれ、その間に、「Pfalzgrafenzugnis (宮中伯の証言)」が入る。「一般的 Dispositio」試訳で言えば、Narratioの最後の文言「……直ぐに自白した」に続く箇所うちの、「そのあと、余は、余の偉大な紳士たち (proceribus) と共に……判決する (decrevisse) ことを決定した (constetit)」の部分であり、この文言中の「……」に当たる箇所、すなわち「余の宮中伯である、尊き人 Bertoldus が、本件訴訟はかように行われそして規則に従い調べられたことは明らかである」と証言した (testinomiare) 「訴訟手続の結果を〔余に〕再現した」如く」が「Pfalzgrafenzugnis (宮中伯の証言)」の箇所である。「具体的 Dispositio」は、「一般的 Dispositio」の文言の最後の「判決することを決定した」に続く「すなわち」から「余は命ずる」までの箇所である。Bergmann は、この「具体的 Dispositio」を、「判決が決定した一つ一つの事項を挙げている国王命令 (Das königliche Gebot, das die einzelnen Urteilsbestimmungen nennt)」と呼ぶ。Poenformel Corroboratio はなご。

EschatokollのうちSubscriptioはReferendarあるいはその代理人の署名によるものである。Datierungもあり、Apprecatioは「幸あれ (felicit)」、「幸あれ、アーメン (felicit, amen)」、「神の御名におつて、幸あれ (in Dei nomine felicit)」のどれかが二〇通のPlacitaに存在している。

## 七 Placitaの作りは粗雑

### Placitaの外観

Bergmannによれば、ほかの国王ウワクンデに比較すると、Placitaは粗雑に作成されているという。<sup>(39)</sup> 例えば行と行との間の間隔が不規則である。ウワクンデの最後の方の行間はしばしば狭くなっている。縁のぎりぎりまで字が書かれている場合もある。

残存している一六通のオリジナルPlacitaのうち二〇通中二番目に古いPlacitumから連続して四通はパピルスに書かれ、それに続く一二通、つまり二〇通中七番目に古いPlacitumからは羊皮紙に書かれている。写しのためとも何に書かれていたのかを断定できない四通のPlacitaの中の一通は二〇通中最古のPlacitumであり、残り三通の写しは羊皮紙に書かれ始めてからのものである。<sup>(40)</sup> そしてこの羊皮紙であるが、ほかの国王ウワクンデには、獣皮の持つ反りを切り取った質の良い羊皮紙が使われているのに、Placitaの場合には、獣皮の縁やまるみのある残り物とか裁断の途中で出来た余り物とか質の悪い羊皮紙が使われているという。また、ほかの国王ウワクンデの場合、必要とする文字数に見合う大きさの羊皮紙が選択されているのに対して、Placitaの場合は逆に、羊皮紙の大きさに合わせて必要字数を押し込んでいることが多く、そこで、行を窮屈に詰めたり、縁のぎりぎりのところを使って年月日を入れ込むなどのことがされている。一二通のPlacitaに使われている羊皮紙が全て縦長判で、横長判が使われていないことも、Placitaが粗雑に作成されていることの証のようである。<sup>(41)</sup>

パピルスの場合では、パピルスの筋がちょうどよくいわば罫線のようになっているにも拘らず左下から右上にと斜めに字が書かれているものもあるという。<sup>(42)</sup>

字も美しい文字ではなく実用文字が使われ、書き方も丁寧ではなく、誤字もそれを消した上で正しい字を書くことをしていない。書き忘れた文字がある場合、その忘れた箇所の上に書き足されている。<sup>(43)</sup>

### 国王の署名

Placitaの全てに国王の署名はない。Placita以外の国王ウワクンデにも国王の署名がない場合はあるが、数は少ない。<sup>(44)</sup> 二〇通の残存Placitaのうち一七通は、Referendarの名前を確認できる。残る三通は、名前の全部あるいは大半が欠落している関係で人物を特定できない。<sup>(45)</sup>

### 八 Referendar と宮中伯

メロヴィング時代のReferendar (ラテン語ではreferendarius) とはKanzlei (書記局) の役人 (Beamte) であり、複数が勤務している。Kölzer本Diplomataは「Referendar たちは聖職者ではなくて俗人である、彼らはKanzleiの Leiter (指導者) たちでそのうちの幾人かは宮廷外でも勤務し、また司教になった者もいる」と説明している。<sup>(46)</sup>

前掲試訳にみられるように、Placitaとの関係で言えば、Referendarの職務は「*die Uebereinstimmung eines Schriftstücks*」(署名をする)とある。Niermeyerが与えている訳語では、*recognoscere* とは「何かを「*als solches anerkennen* (何かとして認める)」ことである。では、「何を何として認めるのか」。そのことを教えてくれるのが、H. Heumann-E. Seckelが「*mit seiner Grundlage (Gesprochenes, Original) feststellen*」<sup>(47)</sup>と加えて「*die Uebereinstimmung eines Schriftstücks (Diktat, Abschrift)*」<sup>(48)</sup>

と「その文書の下敷きになっているもの（口述された事柄、オリジナル）」とが「一致することを確認する」、である。署名は、その一致を確認したことの証である。したがって、*Referendar* は、当該 *Pactum* の内容とその「下敷きになっているもの」の内容との一致を確認することに責任を負っていたことになる。<sup>(48)</sup>

「下敷きになっているもの」の中身の出どころはどうか。前掲試訳の *Pactum* の *Text* の中に次の文言がある。

そのあと、余は、余の偉大な紳士たち (*proceribus*) と共に、余の宮中伯である、尊き人 *Bernoldus* が、本件訴訟はかように行われそして規則に従い調べられたことは明らかである、と証言した (*testimonare*) 「訴訟手続の結果を〔余に〕再現した」如く判決する (*decrevisse*) ことを決定した (*constetit*)、……。

「下敷きになっているもの」の中身の出どころは、この文言によれば、国王が偉大な紳士たちから構成される陪席裁判官たちと共に下した判決である。あるいは *Text* 末尾の「……余は命ずる (*iobimus*)」で締め括られる国王命令の中身だ、ということもできる。

では、この判決あるいは国王命令の中味の出どころはどこか。それは、引用文に明らかのように、宮中伯の証言内容である。二〇通の残存 *Pactia* の証言の中身の紹介と検討は次に予定している稿に回し、結論だけを言えば、宮中伯は、国王に対して、事件の審理は法に合った手続に従い、*スクスシカジカ* 行われたこと、審理に携わった陪席裁判官たちによって事件に対して下された判決は、*スクスシカジカ* であることなどを証言している。国王は、この証言の中身をそのまま国王命令や自分と陪席裁判官たちが下した判決の中身に行っているのである。<sup>(49)</sup>

国王裁判は五百年頃によく登場すると言われる。<sup>(50)</sup> 国王裁判であるから裁判長は国王であるし、また前掲試訳のよ

うに *Placitum* も国王が陪席裁判官たちと共に審理に参加していたように読める書き方をしている。しかし、もしそうであれば、「訴訟手続の結果を再現」するという意味合いを持つ「証言」がなぜ国王に対してなされるのかの説明が難しくなる。国王裁判が登場した当初のことは不明であるが、しかし、遅くとも、*Placita* が出てくる時代には、自分自身も陪席裁判官である宮中伯がほかの陪席裁判官と共に審理を行い、判決を下し、そして審理の模様と判決内容を国王に報告する<sup>(51)</sup>、国王はその判決内容を自分と陪席裁判官たちとで下した判決というかたちに直し、ウワクンデ *Uwacken* の末尾の「余は命ずる」で締め括る命令形式で *Placitum* を作成させる、というのが国王裁判の流れであったと思われる。したがって、その流れから言えば、前掲試訳中の、国王が「……判決を下す……」という表現は、宮中伯のもとで下された「……判決を追認し、宣告する……」という意味合いで理解するのが実態に合うことになる。すなわち、当該 *Placitum* に書かれている内容について実質的に責任を負うのは宮中伯だ、ということになる<sup>(52)</sup>。陪席裁判官については、宮中伯と国王のそれぞれに裁判という場で具体的にどのような関わり合いを持っているのかは、*Placita* を読むだけでは分からない。

*Placitum* の「下敷きになっているもの」を *Kanzel* に伝達するのは誰か。陪席裁判官の一人である宮中伯が、裁判長である国王に代わって裁判を主導し、審理が適法に行われたことや判決内容について証言していることから、宮中伯が国王に代わって伝達する、というのが素直な理解であろう<sup>(54)</sup>。

「下敷きになっているもの」の伝達は文書で行われたのか、それとも口頭でなされたのか。 *Placita* には多くの人名、地名が書かれ、訴えの中身や理由が詳しく書き込まれている。審理の経過もそのまま記録されている。 *Placita* の内容は、人間が記憶できる量を超えている。したがって、裁判の進行中に記録が取られていた、と考えるのが自然であろう<sup>(55)</sup>。

誰が記録したのか。 *Bergmann* は、断定を避けて、宮中伯かもしくは書記という言い方をしている<sup>(56)</sup>。明確な根拠を示すことはできないのであるが、宮中伯自身が記録係をするとは、私には考えにくい。前掲試訳の宮中伯 *Bertoldus* には、

「尊き人」と訳した *vir iustus* という尊称が付記されている。この尊称は国王にも使われるほどのもので、七世紀には、王国の高位の役職者など限られた者しか使えなかった。<sup>(47)</sup> そうした地位にある者が、備忘のために自分用のメモを取ることはあったとしても、国王への報告用記録あるいは *Placitum* の下書きとなる記録を作成するということがあり得るだろうか。記録係として書記（たち）がいた、と考えるのが素直であろう。

*Placitum* に署名している *Referendar* についても同様である。続稿で紹介する *Placitum* Nr. 141 には、陪席裁判官として四人の *Referendar* が登場している。その四人全員に、*vir iustus* の尊称が付記されている。Kölzer 本 *Diplomata* の解説には、*Placita* の「本来の書き手は匿名である」と書かれている。*Placita* は通常は一人の書き手で書かれているが、最初の二行が二人の書き手で書かれているものもあるという。<sup>(48)</sup> このことも、書記の存在を推測させるのではなからうか。

## 九 おわりに—*Placita* の作りの粗雑さの背景—

本稿七章で、国王署名がないなど、*Placita* はほかの国王ウワクンデに比較すると粗雑に作成されているという、*Bergmann* の見解を肯定的に紹介した。そして八章において、この紹介を念頭に置いて、国王を裁判長とする国王裁判でありながら、それが、国王のイニシアチブが全く発揮できない仕組みになっていることを明らかにしたつもりである。国王裁判を主導しているのは陪席裁判官たち、就中、宮中伯である。国王裁判における国王のこのような存在感の薄さが *Placita* の作りの粗雑さの背景にあるものの一つとして考えることができるように思う。<sup>(49)</sup>

宮中伯の存在は古代末期のローマにも民族大移動の中で成立したゲルマン人の諸国家にも認められない。したがって宮中伯の職が出来るのは初期メロヴィング時代であろうと考えられている。<sup>(50)</sup> 現存史料の中で初出は『トゥールのグレ

ゴリウス『歴史十卷(フランク史)』の五七七年と五八七年の叙述に関連した箇所においてである。前者では「comes palatii Symberti (国王シギベルトの宮中伯)」と、後者では「palatii regis comitis (宮中伯)」と表記されている。<sup>(61)</sup>

Bergmann は、Placidaの起源を初期メロヴィング時代の非国王ウワクンデに求め、その非国王ウワクンデの諸タイプとPlacidaとのつながりについて考察を加えている。<sup>(62)</sup> 本稿ではこの論点に触れる余裕も能力もないが、Bergmannのこの仮説が正しければ、Placidaのこの出生のいきさつも、Placidaの作りの粗雑さの背景の一つになっているのかもしれない。

Kölzer本Diplomataの中の、メロヴィング時代の国王ウワクンデの中のオリジナルは三八通で、六二五年から七一七年までの間に作成されている。そして、そのオリジナルのほとんどはDagobert一世が六三九年に死去したあとの「名ばかりの国王たち (Schattenkönige)」の時代のものである。とりわけ、三八通のオリジナルのうち二一通は、メロヴィング家の王位継承権は尊重されたとはいえ、のちにカロリング朝フランク王国を誕生させたカロリング家の絶対的優位を決定づけた、六八七年の「Tertiyの戦い」として作成されている。つまり、「我々は特に、国王の支配 (Königsherrschaft) について全く語るができない時代、貴族たちの諸党派 (Adelsfaktionen)、<sup>(63)</sup>そして最終的には宮宰が王宮 (Königshof) や帝国を支配した時代のオリジナルウワクンデを手に行っているのである」。

三八通のオリジナルのうち一六通はPlacidaで、最古のものは六五七—六七八／七九年の作成である。Tertiyの戦い以前に作成されたものは五通である。Tertiyの戦い以後ものは一一通である。いずれにしても、メロヴィング時代の残存Placidaは全て、「国王の支配について全く語るができない時代」のものなのである。この時代環境も、Placidaの作りの粗雑さの背景の一つになっているのかもしれない。

最後に、前作「西洋中世初期における裁判のかたち」に重ねて、二〇〇七年九月から一年間のドイツ (マールブルク)

での本稿の準備作業を含む私の研究やまた私自身を支えて下さった次の方々々に謝意を表すことをお許しいただきたい。  
Prof. Dr. Andreas Meyer, Prof. Dr. Hans K. Schulze, Prof. Dr. Heinrich Menkhaus, Prof. Dr. Katja Schmidpott, Dr. Silke Bromann, Petra Kienle (MA), Frau Ingeborg Schulze, Frau Kayoko Lang, 及び家族・良き仲間の方々、 Herr Michael Lübke, Herr Lih Seong-Hyon. 並びに尊敬する Dr. Urte Sellert, Prof. Dr. Wolfgang Sellert、私の師 Prof. Dr. Gerhard Köbler.

(1) 宮宰（ラテン語では Major Domus、ドイツ語では Hausmeier）について、京大西洋史辞典編集会編『新編 西洋史辞典』東京創元社、昭和五八年の説明を引用しておく。「もともと宮内行政の長を意味する言葉。メロヴィング朝フランク王国以来、国王および有力諸侯の下におかれていたが、後期の内乱時代を通じて、特にアウストラシア、ネウストリア、ブルグント三分国の宮宰は、アントウルステイオネス（従士団）の長官として、国王権力を左右する存在となる。なかでもアウストラシアの宮宰職を世襲化したカロリング家は、六八七年フランク王国全体の宮宰となり、七五一年ついに王位にのぼる」（一九八頁）。

(2) 『同志社法学』三三七号、二〇〇九年。私の研究テーマの一つは、西洋中世初期の裁判記録を手掛かりにして西洋中世法の在り様の具体像に迫ることである。したがって、西洋中世初期の裁判の実際を明らかにすることが私のまずすべき作業になっている。西洋中世法の在り様の具体像に迫ることを研究テーマにしたのは、西洋中世法の性格をめぐる一大論争に触発されたからである。この論争そのものは学界からその姿をすでに消しているが、そこで論じられた様々な事柄のうち可能なものについて私見をまとめてみたいと考えている。K・クレッシェル「一二世紀における法と法概念」、K・クレッシェル著、石川武監訳『ゲルマン法の虚像と実像』創文社、一九八九年所収、久保正幡「中世ヨーロッパ」川島武宜編『法社会学講座 九—歴史・文化と法—』岩波書店、一九七三年所収、世良晃志郎「良き古き法」と中世的法観念」加藤新平教授退官記念論文編集委員会編『法理学の諸問題』有斐閣、一九七六年所収、拙稿「ヨーロッパ中世法の性格をめぐる最近の論争に関する覚書—F・ケルンの理論とその特徴—」『新しい歴史学のために』一五五号、一九七九年、同「Fritz Kernの法思想」矢崎光圀、八木鉄男編『近代法思想の展開』有斐閣、一九八一年所収など。

(3) 拙稿「かたち」四頁。

(4) 拙稿「かたち」五七頁注(6)。

メロヴィング時代の国王 Placida について

同志社法学 六二巻六号 三六九 (二〇〇七)

- (5) Jürgen Weitzel, *Dinggenossenschaft und Recht*, I. Teilband, 1985, S. 233.
- (6) *Pactus Childaberti regis*, c. 5. *Monumenta Germaniae Historica* (以下「MGH」を略記), *Legum Sectio II, Capitularia regum Francorum*, Bd. 1, hg. von A. Boretius, 1883, S. 5. 7 の協定については、例えばミッターイスリーベリッヒ著、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説改訂版』創文社、一九七一年、一―四頁参照。
- (7) 前注 (5) Weitzel, S. 234. 他に Bergmann, S. 49, Stieldorf, S. 1.
- (8) Bergmann, S. 49.
- (9) Th. Sickel, *Acta regum et imperatorum Karolinorum Digesta et Enarrata. Lehre von der Urkunden der ersten Karolinger* (751–840), 1867, S. 357.
- (10) Bergmann, S. 2, 49.
- (11) 拙稿「かたち」四八頁。
- (12) ちなみに「Stieldorf」は、(S. 10–11)「史料用語における *sententia definitiva* が「*Definitivsentenz* (終局判決)」の意味で使われ始めるのは、およそ八世紀半ば以降のことであると述べている。
- (13) 「かたち」三三―三四頁。「*praeceptiones*, *praeceptio*」が「国王裁判ウワクンデ」の意味で使用されている一例をあげておきたい。Kaiser本 *Diplomata*, S. 319C Nr. 126 (682 Juni 30)。予定している続稿「メロヴィンゲン時代の国王 *Placita* にみる裁判のかたち」へのウワクンデを紹介する。
- (14) Stieldorf, S. 2. 一方、Bergmann は「*Placita* の起源を問題にし、ランゴバルト王国の裁判ウワクンデとの比較に力点を置きながらローマのウワクンデ制度との繋がりを究明しているが、ローマ時代の残存史料が不十分であることから、その繋がりを強く推定するに止めている (Bergmann, S. 105 ff., 151)」。ランゴバルト族は、民族大移動の中で北イタリアに侵入、五六八年に建国、七七四年にフランク王国に併合された。
- (15) Peter Classen, *Kaiserreskript und Königskunde — Diplomatische Studien zum römisch-germanischen Kontinuitätsproblem —*, in *Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde*, Bd. 1, 1955, S. 2, 87.
- (16) 帝政者 Augustus (尊厳者) の称号を最初に得たローマを支配した Octavianus (在位 B.C. 27–A.D. 14) の時から事実上始まる。Diocletianus (在位 A.D. 284–305) が Augustus と同じローマを支配した時から、同じ帝政でも、専制君主政 (dominatus) と同じキーワード

- で特徴づけられる時代が始まる。これ以前の帝政の政体は元首政 (principatus) というキーワードで特徴づけられている。元首政の時は帝政前期、専制君主政の時は帝政後期と時期区分されている。専制君主政下の帝政ローマは三九五年に東西ローマに二分され、東ローマ帝国は一四五三年まで存続するが、西ローマ帝国はゲルマン民族の大移動の中で四七六年に滅亡する。
- (17) 前注 (15) の Classen, a. a. O., S. 32 ff., 89, 91. 以下、本文の ( ) 内の頁数は断りのない限り、本論文の頁数である。前注 (13) の Kölzer 本 Diplomata, S. XIV, XXVIII.
- (18) Eugen Haberkern / Joseph Friedrich Wallach, Hilfsworderbuch für Historiker, 1. Bd., 1964, S. 32.
- (19) H. Heumann-E. Seckel, Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechtes, 1971.
- (20) 佐藤節士、杉山晴康『法史学』評論社、昭和四七年、三三〇頁。
- (21) Otto Meyer, Clavis Mediaevalis, 1966, S. 257.
- (22) 「」を付けた引用は、拙著『成立期中世の自由と支配』敬文堂、一九八五年、二八三頁。MGH, Die Urkunden der Karolinger, 3. Bd. Die Urkunden Lothars I. und Lothars II. von Th. Scheffer, 1966, S. 391にある八五六年のウワクンデ Nr. 6.
- (23) 前注 (22) の拙著、二七九頁。「」を付けた引用は、H. Wartmann, Urkundenbuch der Abtei Sanct Gallen, Theil I, 1863, S. 226-227にある八一八年のウワクンデ Nr. 234.
- (24) 前注 (22) の拙著、二八五頁。前注 (23) の H. Wartmann, a. a. O., Theil III, 1882, S. 8-9に於ける九二六年のウワクンデ Nr. 786.
- (25) 前注 (24) と同じ。
- (26) 前注 (23) と同じ。
- (27) 前注 (23) と同じ。
- (28) 横写版は、MGH, Diplomatum, Tomus I, Editio G. H. Pertz, 1872, S. 53-54掲載のウワクンデ Nr. 60 (翻刻) に添付されたものおよび S. 67-68掲載のウワクンデ Nr. 76 (翻刻) に添付されたもの。翻刻版は前注 (27) の Kölzer 本 Diplomata, S. 346-348掲載のウワクンデ Nr. 157および S. 386-388掲載のウワクンデ Nr. 155.
- (29) Notae Thronianae の Thro とは奴隸身分から解放された人物の、Cicero (B.C. 106-43) の秘書 Marcus Tullius Thro の名に由来する。Thro はこの時代にも基本財産として活用されていく速記文字を創作した。Notae Thronianae には、「ティロ式速記文字」という訳語が使われている。一行目の速記文字は、「in nomine Dei (神の御名におまじ)」と書き記しているのではないかと考えられている。前注 (13) の Kölzer 本

Diplomata, S. 387, Ann. 1. それぞれの Placitum の速記文字をどう解読するかについては見解が分かれているが、前注(13)の Kaiser 本 Diplomata は各ワフクンデの注でそれらの見解を紹介している。速記文字の解読の状況などについて Bergmann, S. 31ff.

(30) 仮装裁判については、拙稿「かたち」一頁以下。

(31) Bergmann, S. 56 ff.

(32) Bergmann, S. 61.

(33) Bergmann, S. 67.

(34) Bergmann は Bene valiat と解読している。

(35) 前注(12)の Kaiser 本 Diplomata, Nr. 79 (642 / 43), 88 (657-678 / 79), 93 (659-660), 94 (660-673), 95 (660-673), 103 (664 / 65), 126 (682), 135 (692), 136 (692 / 93), 137 (693), 141 (694), 143 (694), 149 (697), 153 (702), 155 (709), 156 (709), 157 (709), 158 (710), 167 (716), 187 (726). 下の赤字は訂正されたもの。Nr. 79, 103, 158, 187.

(36) Stieldorf, S. 9.

(37) Bergmann, S. 67-68.

(38) Bergmann, S. 68.

(39) Bergmann, S. 52 ff. 38-39に、メロヴィンゲ時代の Placita と Placita 以外の国王ウフクンデ一覧が載せられている。その一覧は、Kaiser 本 Diplomata が編集・刊行される二年前の一九七六年に、一八七二年刊行の Pertz 本 Diplomatum をベースにして作成されたものである。したがって、本来であれば、この一覧の見直し作業が必要なのであるが、その仕事は後日にまわし、本稿では、Kaiser 本 Diplomata との突合せを必要に応じてしながら、Bergmann 作成の一覧を活用したい。Bergmann はメロヴィンゲ時代の Placita 以外の国王ウフクンデを二三通挙げているが、その中の二三通は申請者の権利や特権を確認した確認ウフクンデである。九通は特権を与えた特権授与ウフクンデ(本注下記に列挙する Pertz 本 Diplomatum のうち Nr. 14, 17, 47, 48, 57, 51, 71, 72, 87)と言えるものである。一通は、定期金 (Rente) を一括支給するコマで毎年支給するそれまでのやり方を止めるコマを目的にして、国王が St-Denis 教会にヴィラ (villa) Nassigny を与えた贈与ウフクンデである(本注下記に列挙する Pertz 本 Diplomatum のうち Nr. 67)。二三通の国王ウフクンデとは以下である。先にある Nr. は Pertz 本 Diplomatum のそれであり、ハイフンの後に続くのが Kaiser 本 Diplomata のそれである。( )内はそれぞれの編者が特定したウフクンデ作成年である。Nr. 108 (625) - Nr. 28 (625), 11 (627) - 22 (584-628), 14 (631, 632) - 41 (632-633), 12 (628) - 32 (629), 17 (627-638) - 74 (639-649/50), 19 (653)

- 85 (654), 18 (640) - 72 (639-642), 20 (656) - 75 (639-649), 32 (656-670) - 89 (657-690), 47 (677) - 121 (679), 48 (677) - 122 (679), 57 (688) - 131 (690), 51 (681) - 123 (679-690), 61 (692) - 138 (693), 67 (695) - 142 (694), 69 (696) - 147 (696), 71 (697) - 150 (697), 72 (700) - 144 (694-711), 81 (716) - 166 (716), 82 (716) - 170 (716), 84 (716) - 168 (716), 87 (717) - 173 (717).
- (40) 前注(39)参照。最古の *Placitum* は Nr. 79, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373, 374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390, 391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465, 466, 467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 480, 481, 482, 483, 484, 485, 486, 487, 488, 489, 490, 491, 492, 493, 494, 495, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553, 554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579, 580, 581, 582, 583, 584, 585, 586, 587, 588, 589, 590, 591, 592, 593, 594, 595, 596, 597, 598, 599, 600, 601, 602, 603, 604, 605, 606, 607, 608, 609, 610, 611, 612, 613, 614, 615, 616, 617, 618, 619, 620, 621, 622, 623, 624, 625, 626, 627, 628, 629, 630, 631, 632, 633, 634, 635, 636, 637, 638, 639, 640, 641, 642, 643, 644, 645, 646, 647, 648, 649, 650, 651, 652, 653, 654, 655, 656, 657, 658, 659, 660, 661, 662, 663, 664, 665, 666, 667, 668, 669, 670, 671, 672, 673, 674, 675, 676, 677, 678, 679, 680, 681, 682, 683, 684, 685, 686, 687, 688, 689, 690, 691, 692, 693, 694, 695, 696, 697, 698, 699, 700, 701, 702, 703, 704, 705, 706, 707, 708, 709, 710, 711, 712, 713, 714, 715, 716, 717, 718, 719, 720, 721, 722, 723, 724, 725, 726, 727, 728, 729, 730, 731, 732, 733, 734, 735, 736, 737, 738, 739, 740, 741, 742, 743, 744, 745, 746, 747, 748, 749, 750, 751, 752, 753, 754, 755, 756, 757, 758, 759, 760, 761, 762, 763, 764, 765, 766, 767, 768, 769, 770, 771, 772, 773, 774, 775, 776, 777, 778, 779, 780, 781, 782, 783, 784, 785, 786, 787, 788, 789, 790, 791, 792, 793, 794, 795, 796, 797, 798, 799, 800, 801, 802, 803, 804, 805, 806, 807, 808, 809, 810, 811, 812, 813, 814, 815, 816, 817, 818, 819, 820, 821, 822, 823, 824, 825, 826, 827, 828, 829, 830, 831, 832, 833, 834, 835, 836, 837, 838, 839, 840, 841, 842, 843, 844, 845, 846, 847, 848, 849, 850, 851, 852, 853, 854, 855, 856, 857, 858, 859, 860, 861, 862, 863, 864, 865, 866, 867, 868, 869, 870, 871, 872, 873, 874, 875, 876, 877, 878, 879, 880, 881, 882, 883, 884, 885, 886, 887, 888, 889, 890, 891, 892, 893, 894, 895, 896, 897, 898, 899, 900, 901, 902, 903, 904, 905, 906, 907, 908, 909, 910, 911, 912, 913, 914, 915, 916, 917, 918, 919, 920, 921, 922, 923, 924, 925, 926, 927, 928, 929, 930, 931, 932, 933, 934, 935, 936, 937, 938, 939, 940, 941, 942, 943, 944, 945, 946, 947, 948, 949, 950, 951, 952, 953, 954, 955, 956, 957, 958, 959, 960, 961, 962, 963, 964, 965, 966, 967, 968, 969, 970, 971, 972, 973, 974, 975, 976, 977, 978, 979, 980, 981, 982, 983, 984, 985, 986, 987, 988, 989, 990, 991, 992, 993, 994, 995, 996, 997, 998, 999, 1000.
- (41) Bergmann, S. 53-54.
- (42) Bergmann, S. 52. フリビ(Bergmann)は、皇帝 *Reskripte* もパピルスに書かれたのでメロヴィング時代の初めはその伝統が継承されたのだ、とも述べている。パピルスは七世紀の半ばまで使われていたようである (Bergmann, S. 50).
- (43) Bergmann, S. 54-55.
- (44) 前注(39)に列挙した二二通の国王ウワクンマのうち、国王の署名がないのは五通である。
- (45) 署名者の肩書きは、前注(13)の *Kölzer* 本 *Diplomata*, Bd. II, S. 721 ff. の *Namenregister* (人名索引) による。署名者が完全に欠落しているのは Nr. 88, 94 である。大半欠落しているのは Nr. 95 であるが、編者は *Mad(roald)* として復元している。ただ *Namenregister* にはこの人物の肩書きが書かれていない。おそらく欠落に関係しているようであろう。
- (46) 前注(13)の *Kölzer* 本 *Diplomata*, S. XV, XVII.
- (47) 前注(19)の *H. Heunann-E. Seckel, Handlexikon zu den Quellen des römischen Rechtes*, 1971.
- (48) Bergmann, S. 41, 43. 前注(6)の *ミッタイス* リーベリッヒ著に、メロヴィング時代の *Referendar* に関係した次の記述がある。「宮内職に属するものには、さらに国王の書記局がある。書記局は文書の利用と官僚制とを国制生活の中に導入した最初のものであるが、この場合手がかりを与えたのは古代末期の伝統であった。書記局では国王証書 (*diplomata*) が作成された。そして、この国王証書は、やがて最も確実な証拠方法となり、私証書の模範となったのである」書記局長は、メロヴィンガ時代においては、俗人たる *レフェレンダーリウス* *Referendarius* であり、これにはしばしばローマ系の人が任用された。彼の職務は国王証書の真正性を認証すること (*Rekognition*) である(「100頁」)。まず、以上の記述の中の「認証すること (*Rekognition*)」であるが、「認証する」と翻訳されたドイツ語は、*beglaubigen* である。*Placita* に引き付けて言えば、そのドイツ語は *testimonium* に対応する。『法律学小辞典(第四版)』有斐閣、二〇〇四年によれば、「認証」の意味は「ある行為又は文書の成立・記載が正当な手続でなされたことを公の機関が証明すること」である。日本国憲法における天皇の国事行為の一つに「認証」がある。*Placita* に限定して言えば、*Referendar* の仕事は、当該 *Placitum* の内容とその「下敷きになっているもの」の内

容との一致を確認することにすぎない。したがって、少なくとも *Placita* の場合には「認証」という訳語を使うと誤解を招く可能性があるので、「確認する」という訳語を用いる方がいいのではなからうか。「認証」という用語を取えずれば、*Placita* における国王の行為に対してそれを用いるのが適切であるように思う。そして、国王による認証に責任を負い、何かの時にその認証に問題がないことを保証するのが 宮中伯。Referendar、宮中伯、国王の、*Placita* における関係性は、このような構図になるのではなからうか。

- (49) 次に予定している稿「メロヴィング時代の国王 *Placita* にみる裁判のかたち」で説明したい。ここでは、差し当たり、Bergmann, S. 26 ff.  
(50) Steldorf, S. 3.  
(51) Bergmann, S. 36.  
(52) Bergmann, S. 46.  
(53) Bergmann, S. 44. Bergmann は、国王の署名がないのは、国王が *Placita* の内容について責任を負っていなかったからだ、と述べている (S. 47)。署名がない点では宮中伯の署名についても同様であるが、しかし、宮中伯の場合、テキスト本文の中で、*Placita* の内容の真正さの証言者である、と名前を明記して記述されている点で国王とは異なっている。

- (54) Bergmann, S. 35.  
(55) Bergmann, S. 30.  
(56) Bergmann, S. 30–31. 前注 (6) のミッターイスリーベリッヒ著一八頁に次の記述がある。この中の、宮中伯の下にある「特別の書記局」に関係した箇所については、*Placita* を読むだけでは論評できない。「一 国王裁判所はかつて民衆が有していた裁判権を取得した。1 これは、国王自身が、または国王が特別に委託した者が長となる裁判所である。かかる国王の特別受託者として宮宰と、のちにはさらに宮中伯 *Palzgraf* とがあった。宮中伯は元来国王の王宮区一ここにはグラーフの権力は及ばなかった一の警察長であったが、のちには国王裁判所の必要的陪席者、おそらくその常任的判決発見人となり、最後には〔独立の〕弁論指揮者となったのである。宮中伯の下には、訴訟記録 (*placita*) の作成のために特別の書記局が設置されていた。」

- (57) Bergmann, S. 60–61.  
(58) Kötzler 本 *Diplomata*, S. XVI.  
(59) Steldorf, S. 10 ff. 参照。Steldorf は、カロリング時代のカール大帝の二通の *Placita* を例に挙げて考察をしているところで、どちらの *Placium* に押印されている印章も、ほかの国王ウワクンデのそれに比較する粗末である、と述べている。また、この印章を保管していたのは

宮中伯ではないか、と推測している (S. 11 ff.)。

- (60) *Lexikon des Mittelalters*, VI Bd., 2003, S. 2011 ff. 宮中伯は宮中行政の全てを管轄していた。宮中伯 (*comes palatii noster*) はある特定の宮廷との関係で出て来ることはなく、移動する国王の滞在地に関係して出て来る。宮中伯は宿舎や宮廷の賄いを監督し、宮廷の会計を管理し、また、宮廷区域 (前注 (56) 中の王宮区と同じ) で警察権を行使した。グレゴリウスの時代、すでに、宮中伯は、本来は彼の部下であった *Hausmeier* (宮宰) に対して劣位にあった。続く時代、宮廷行政に関係するほとんどの権限が宮中伯から宮宰に移った。そのせいで、史料では、国王裁判で、宮中伯が登場している。宮中伯職は世襲ではなかった、終身でもなかった。国王によって帝国行政に関係して任命されることもあるが、しかし決まった任地はなかった。宮中伯は七世紀の終わりの頃から頻繁に交代しているし、一部では、複数の宮中伯が官職についている (以上は上記 *Lexikon* の記述の一部の要約である)。ほかに *Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte*, III. Bd., 1984, S. 1667 ff.
- (61) 兼岩正夫・臺幸夫訳『トゥールのグレゴリウス 歴史十卷 (フランク史) Ⅰ』東海大学出版会、昭和五二年中の第五卷一八章、四一七頁。  
同『トゥールのグレゴリウス 歴史十卷 (フランク史) Ⅱ』東海大学出版会、昭和五二年中の第九卷二二章、三二二頁。
- (62) Bergmann, S. 105 ff.
- (63) Kölzer 本 *Diplomata*, S. XIII.